

指名停止措置業者

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止措置基準
ジェイアール東海コンサルタンツ（株）	令和８年２月１７日から令和８年１２月１６日まで（１０か月）	公正取引委員会は、令和７年１２月１９日、独占禁止法第３条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第２（第２条、第４条―第６条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準２（２）
大日コンサルタント（株）	令和８年２月１７日から令和８年１２月１６日まで（１０か月）	公正取引委員会は、令和７年１２月１９日、独占禁止法第３条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第２（第２条、第４条―第６条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準２（２）
日本交通技術（株）	令和８年２月１７日から令和８年１２月１６日まで（１０か月）	公正取引委員会は、令和７年１２月１９日、独占禁止法第３条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第２（第２条、第４条―第６条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準２（２）